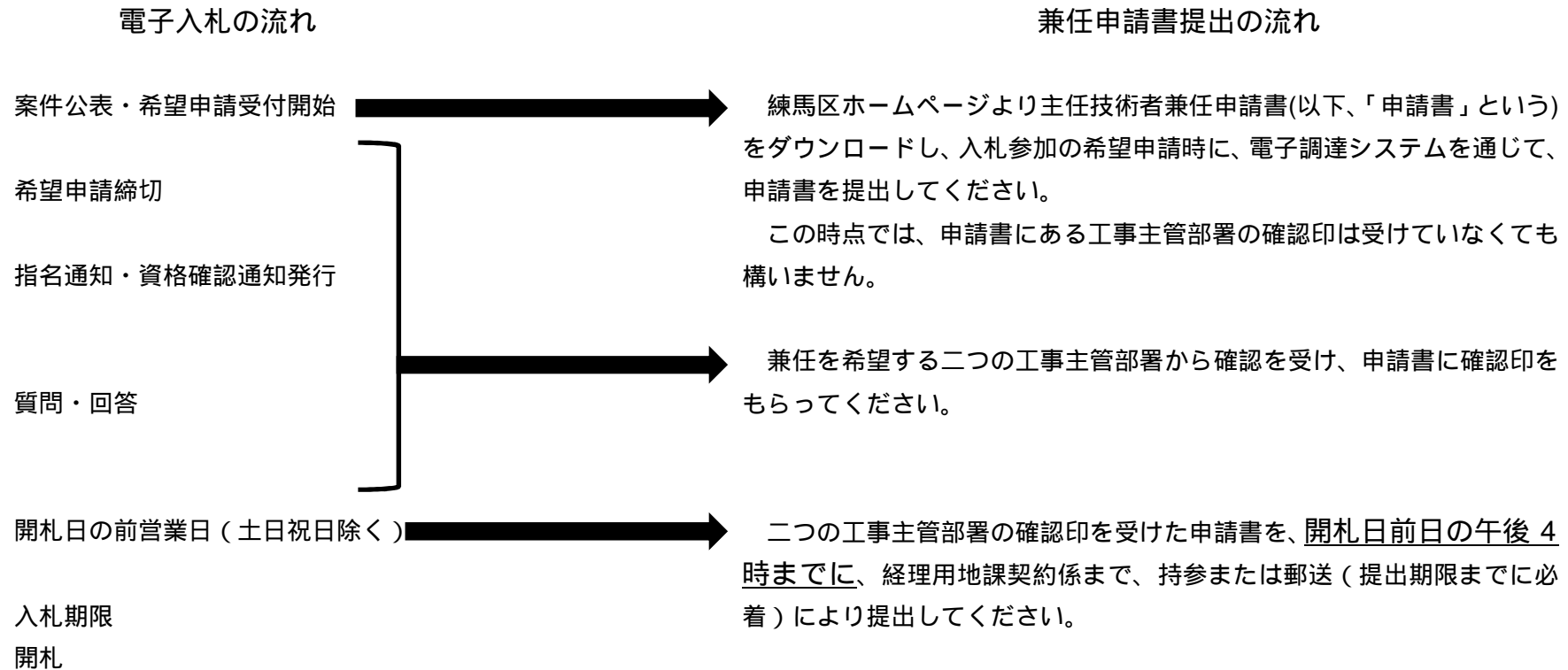


専任となる主任技術者の兼任申請の流れ



【注意事項】 詳細は、「建設工事における主任技術者の専任に係る取扱いについて」をよくお読みください。

平成 27 年 9 月 1 日以降に公表を開始する工事から適用します。これ以前に公表した工事・既に契約した工事とは、兼任が認められませんので、ご注意ください。

申請書に二つの工事主管部署の確認印を受けたとしても、提出期限内に経理用地課契約係に提出されなかった場合は、兼任は認めません。

工事主管部署において、兼任が可能かどうかを判断するにあたり、日数を要する場合があります。また、該当工事に関する資料(仕様書・図面、工程表、案内図等)が必要となる場合があります。工事主管部署への申請書提出にあたっては、電子調達システムで資格確認通知を受け取りましたら、すみやかに工事主管部署に連絡し、提出日程や必要な資料等の調整をしてください。

申請内容の確認には、練馬区では、少なくとも 4・5 日程度必要と想定しています。また、他発注機関への申請書提出にあたっては、直接、他発注機関に確認をしてください。